

Title	ハインツ・レフェレンツ著『児童の犯罪性』： 刑事學的・少年精神病學的研究
Sub Title	H. Leferenz : Die Kriminalität der Kinder, 1957
Author	宮澤, 浩一 (Miyazawa, Kōichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1958
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.31, No.2/3 (1958. 3) ,p.78- 86
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19580315-0078

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

『農民法の研究において、最も重要なことは、現行法において、農民が如何に特殊の取扱をなされているかという消極的研究よりも、むしろ、農民を如何に法律的に取扱うべきかとの積極的研究態度の方がより多く現實の社會に切實に希望されている。』この意味においては『従来の解釋法學の保守性が却て禍する場合が多いのである。それ故に、それは單なる立法論に過ぎないものとして、純粹な解釋法學の立場から非難される虞れを多分に含むけれども、しかし、農民制度の史的變遷は避け難き人間性の弱點を餘りにも明らかにあらわしているから、繰返す歴史の轍を見詰めて、新たな構想を準備する必要を痛感するのである』と斷言される(一一頁)。

農民法の性格は大體以上のようなものであるが、本書においては、かかる「農民法」の性格規定に續いて、この立場からする詳細な現行農地法の解釋理論が展開されている。農地法の解釋理論が、「農民法」の視點からなされているところに、本書の副題として、農地法の新しい解釋とあるゆえんである。

更に農業委員會を論じ、最後に比較法學的研究の一として、戦後におけるドイツの農地改革を論じて、本書は完結している。

ともかく本書には、今泉教授の獨特の視點と筆法によつて、農民解放のヒューマニズムが法律學的に展開されている。この意味で本書は、一人でも多くの、わが國の現實に當面する諸問題——それは直接間接にすべて農民の問題に結びつくといえよう——を眞剣に反省する人によつて讀まれるべき充分の資格を有するものである。

(泉文堂刊・六八〇圓)

(宮崎俊行)

Heinz Lefrenz;

Die Kriminalität der Kinder

Eine kriminologisch-jugendpsychiatrische Untersuchung, (1957) J. C. B. Mohr (Paul Siebeck) Tübingen SS. 140

ハインツ・レフレンツ著

『兒童の犯罪性』

——刑事學的・少年精神病學的的研究——

I 著者ハインツ・レフレンツは、現にハイデルベルク大學において、刑事學を講じている若い私講師である。

著者は、ハイデルベルク大學の精神病理學科の出身であり、クルト・シュナイダー教授の門下である。

周知の如く、この大學の精神病理學科には、カール・ヤスペルスの名が巨峯の如く聳えていた。彼によつて打ち建てられた客觀的、認識批判的な學風は、彼がバーゼル大學に去つた後、クルト・シュナイダー教授によつて受け繼がれ、更に形成發展せしめられて、いわゆるハイデルベルク學派を形成している。

著者レフレンツには、現在迄次の如き作品が公刊されている。

Die rechtsphilosophischen Grundlagen des § 51 St. G. B. (Der Nervenarzt. 19. Jahrg. 8 Heft. 1948. S. 364-372)

Die psychiatrische Indikation der Schwangerschaftsunterbrechung und Unfruchtbarmachung nach geltendem Recht. (Der Nervenarzt. 23. Jahrg. 7 Heft. 1952. S. 252-256)

Neuere Ergebnisse der gerichtlichen Psychiatrie. (Fortschritte der Neurologie, Psychiatrie und Ihre Grenzgebiete. 22. Jahrg. 1954. Heft 9. S. 369-408)

Psychopathentypen im Lichte der klinischen Kriminologie (Kriminalbiologische Gegenwartsfragen. Mitteilungen der 8. Tagung der kriminalbiologischen Gesellschaft. Heft 8. S. 10 ff.)

Zur Problematik der kriminologischen Prognose. (Zeitschrift für die gesamte Strafrechtswissenschaft. 68. Band 2. Heft. S. 233 ff.)

本年(一九五七年)一月八日よりフライブルクで開かれた第九回犯罪生物學會でも、著者は刑事學的豫後に關する研究報告を行った(本誌前號六三頁以下參照)。

Ⅱ 本書は一四〇頁程の小冊子ではあるが、この中に八〇のぼる兒童犯罪者の事例が擧げられ、これが一定の類型に従つて分類されている。極めて實證的な研究であるといわなければならない。

本書は分れて、A 序論、B 研究資料の解説、C 結論、D 文獻となつている。

序論は、Ⅰ課題と研究資料、Ⅱ刑事學的豫後の問題性、Ⅲ精神病學的基礎に分説され、Bは、1.よく形成することのできる兒童のグループ、2.形成することのできない兒童のグループ、3.或る程度形成することのできる兒童のグループ、の三項に分れている。

Ⅲ 兒童の犯罪というものが、刑事學と青少年精神病學にとつて持つ意味は、かの社會的に特に危険のある累犯人の多くが、その生涯を多くの場合極く早期に始めるという事實からして明らかである。しかるに類書の多くは、調査の時點が累犯人乃至は慣習犯人と看做される被調査者の科刑表に依據するものであり、したがつて有罪の宣告を受けた者、すなわち受刑年齢を過ぎた者の犯した犯罪のみが檢出されるにすぎない。しかるに、一四歳以下の兒童の犯罪もまた、豫後的に重要な徴候を示しうることとは、すでに知られたとおりである。このような缺陷を補う意味で、本書は學齡期の兒童の犯罪研究に寄與しようとする(一頁)。

本書の資料となつた事例は、一九五一年から五四年迄、ハイデルルク大學の精神病および神經症の臨牀に現われた六〇〇名の中から、調査資料として適した八〇例をとり出したものである。これら兒童は、教育が困難なため、主としてその犯罪的態度の故に收容されたものである。この中で窃盜の占める割合が最も大きく、横領、詐欺、文書偽造、傷害、器物損壞、性的行爲がこれにつづく。ここで兒童の犯罪性という場合、兒童の年齢は六歳から一五歳までをいう。六歳を以つて幼時から學童への進展が始まるのが常である。このいわゆる第一形態變容を経ると、兒童は無邪氣さを失ひ、現實の世界と大人の思考に近い「洞察力を持つ子供」になる。かくて始めて、或る種の責任感情、法感情が前提とされうる。年齢上限は、破瓜期の初期である(二頁)。

ここに扱つた兒童は、環境上正しい態度に導き得ず或は特に重大な行爲が問題とされた兒童のみを扱つた。そして、外來の兒童では

なく、児童科に數週間入院し、長期にわたつて考察しうることの出来たものを取りあげた。

子供を判断するのは、大人のそれよりも比較にならないほど好都合な状況にある。成人はたとえ臨床にあつても、幾分信用できる形相をとらえることはむずかしい(三、四頁)。

児童を考察するに際し、一日の成り行きを含め、多方面から児童の精神を洞察した。したがつて純粹な態度記述ではなく、背後にある精神現象をさぐるものである。

本研究は、1. 狹義における刑事學的な問題、すなわち犯罪豫後という非常に争われ、満足のゆく解決の得られていない錯綜した問題、2. 精神病理學的問題、すなわち科學的にはまだすべてが流動している年齢の児童の精神科學的領域にふれている(四頁)。

IV 刑事學的豫後の問題性

豫後の判断の困難さは、それが前科數犯の者から出發する場合に始めて、幾分しつかりした基礎の上に立つという點にある。しかしまさにそのような者においては、豫後の不利益なことは明白であり、重大な缺陷が存する。必要とされる早期の豫後にあつては、上記の客觀の手がかりは使用出來ず、*「教育の困難性」「行爲への態度」「犯罪の性質」*等個々的にはあまり重要でない多義的な事實を圖式的に用いる危険がある。

レフエレンツは、ここでパーセル大學のフライ教授の「初期犯の累犯者」の研究を引用し、その結論「後になつて累犯者になる蓋然性は、放任と犯罪の形勢が早く現われればそれだけ大きい」という言葉を引用して賛意を表している(その批判については後述)。

ここで、しばらく「豫後」という言葉について考えてみると、この概念は「*診斷」「病氣」と同じく臨床的、醫學的思想に由来し、肉體的因果的に經過する疾病過程の豫知を意味する。一人の人間の將來の判断および行爲の豫告ということと病氣の過程の推定的經過の豫後の診断とは幾分違つている。*

意思の自由とか責任とかいつた形而上學的な問題を一應おいても、經驗的な平面で人間の精神、環境の關係は非常に錯綜し、見通すことは困難である。

フライの試みの中にもしかし、無理な點のあることは次のとおりである。彼は累犯者につき、その犯罪的生涯の成立に對し統計的に重要と思われ一連の要因を豫後的に評價することを「要點處理法——*Punktverfahren*」と名づけて、その研究の方法とした。累犯犯罪性にとつて本質的要件と見なされうる要因を回顧的に見出すことは比較的容易である。しかし豫見的な、すなわち本來の意味での豫後的な研究について充分に確實な基礎は作られない。

早期犯罪性累犯者の多くは、幼少時代に著しい反社會的傾向を示す。しかし犯罪兒童が累犯者になることは少ない。

各種の犯罪人の大部分が精神病的性質、例えば情操の缺乏、權勢慾、激情等によつて特色づけられるということはたしかだが、そのような特性をもつ者すべてが犯罪者であることはない。……すべての人間は獨立したものであり、一回限りのものであつて、一人から他へと紋切り型に移行することは不可能である(七頁)。

われわれの研究は、できるだけ早期に、すなわち學童期に、一方ではその後の犯罪性の危険を内包するような人格構造、他方では兒

童の犯罪性の成立に際しての經驗反應的要素を明確ならしめようと努める（八頁）。

環境の研究は、その影響が現實に重要であり得たかどうかについては確言し得ないから、環境から事件に近づくことは意味がない、とする。

次に教育學的觀點が重要である。成年者は形成がながしたい。だが兒童は、素質的に與えられた可能性の範圍内で人格の展開に積極的に影響を與えることはできるし、また必要である。我々の豫後的使命は教育學的影響という觀點においても見られるべきである（七、八頁）。

V 精神病理學的基礎

これら兒童には、理解能力、人格、樞要な感情生活および本能生活または經驗に對する反應等が平均からずれていることがわかる。

そして發達精神病的要素がパラレルに存在する。したがつて成年犯罪者におけると同じく、兒童犯罪の研究に際しても精神病理學は決定的地位を占める。しかしともあれ、兒童精神病理學の領域にはまだ開拓の餘地が多い。我々は長い經驗に基づいて、確保した精神病理學の成果から出發し、兒童精神病理學の特殊問題に近づくものである。クルト・シュナイダーに従つて、兒童期の精神病理學において、精神的異常性を精神の本質の變種と肉體的に考えられる精神病的結果とに區別して考察する。したがつて病的な犯罪兒童は我々の豫後的觀點に不適當であるから除外する。腦障害と教育困難な兒童との相關關係はこれを認めない（九、一〇頁）。

1. 理解力の異常性 知性とは思考素質と、生活の實際的理論的課

題に適用することを伴つた思考の完遂をいう。知性を判斷するにあつては、能力の程度を認定することは困難であり、表面的考察ではまちがいを犯す。活潑な性格、自信のある態度は缺點をかくすことがあり、良き知性をもつていても不確定さ、たじろぎ、注意障害、集中力の薄弱によつてそれが現われないことがある。長期の判斷があつてはじめて満足な結論を得る。知性というものの刑事學的價値は否定する。

2. 人格の偏差 子供の人格とは、その非肉體的な感情および努力の總體と意欲とをいう。慣習的體質的特性を人格とし、特異性を素質的なりとして、精神病的であると斷するのは早計である。特に破瓜期には、個々の特徴が強く現われて、すぐ消えるものである。幼年期に注目して、全生涯を通じて貫徹する人格特徴をとり出す試みは明確なものを提供しうるかどうか疑問である。或る人によれば、氣質、活動性、氣分等を持続的なものとし、情緒、情操の缺如、不安定性、意思薄弱、權勢欲等は年をとるにつれて靜まる傾向があるとするが、詳しいことはわからない（一一頁）。

3. 異常な反應 犯罪的態度が環境關係に對する子供らしくない異常な反應の現われであることは稀ではない。兒童については、その行爲の動機を意識していなかったか、或は少くとも完全には意識していなかつたかを考えなければならぬ。兒童の精神的特異性を不利な環境要素に還元する考え方、両親の教育方針、放任等に重點を置く考え方に對して、著者は反論し、根據のないものであるとする（一二、三頁）。

4. 重要な感情生活および本能生活の異常 正常な發達心理學的に

條件づけられた程度をこえた性的異常さを問題とする。フロイドのエディプス・コンプレックスに對する諸家の反論を引用し、破瓜期、前破瓜期と發達する性的な成熟度と性的刺戟との關係が成年者の經驗するそれと同列に置きうるかについては疑問があるとす。性的特異性の發生につき、強められた本能または性的に異常な本能に重點を置くことも可能であり、性格的、經驗反應的要素の範圍内で見ることとも可能である(一三三、四頁)。

5. 發達精神病學的觀點 最近の文獻では發達生物學、發達心理學が廣い地域を占めている。これは、兒童が社會から逸脱することを肉體的精神的な成熟の經過における障害と關係させる。精神的な「オクテ」と「マセ」を研究するに際し、クレッチュマー一派は、破瓜期發達障害の經過内での肉體的精神的「オクテ」の要素に重點をおく。次いで少年の反社會性の要素と關聯せしめるマールブルク學派、六歳から七歳の間の最初の形成變化の成熟障害の意義についてのロイナーの研究を指摘する。

これらにつき著者は、「それらの研究では精神病の領域をカ心理・物理的」乃至は「臨牀的」に解決しようと信じている。しかし精神病者の類型學は、人間の精神的存在の活動領域内での純粹心理學的な特色づけであり、生物學的なものとの關係については、何も語らうとしない」というシュナイダーの言葉を引用する。

VI 調査資料の解説

調査資料を精神病理學的、豫後的目的という觀點でいかに使いこなさうるか。その出發點は兒童の犯罪的態度、すなわち心理學的には多義的な社會現象がこれである。レフェレントスは「犯罪性という

社會的事實を、その基礎にある心理學的乃至は精神病理學的な現象にひきもどしてのみ、豫後的觀點が見出されうる」とする。犯罪少年の行爲から調査される一連の要因を数え上げたところで、そこにあげられた要素の實効性を明確にせず、また兒童の精神に現實的洞察を加えないならばあまり成功したとはいえない(一六頁)。

本研究では「教育學的な形成可能性」という觀點を分類の原則とした。この複合概念は目に立つ人格特徴又は反應方法にのみ従つた分類よりは、はるかに豫後的觀點より見て意味があるように思われる全體人格構造による分類を提供する。この形成可能性の下には、意思薄弱というメルクマール、嚴格な教育的影響の下ではいわゆる模範少年で、その他のところでは誘惑に陥りやすいといったタイプの者は入らない。

當該兒童の犯罪的行爲を助長している特性または反應を第一に考へる。長期の考察、治療教育的處置は、犯罪性がすべての教育的試みに反抗する素質制約的要因に還元されるか、取り去ることの出来る不利な環境への兒童の反應を犯罪性は表わしているものかを解明する。かくして、1.よく形成することのできる兒童、2.形成することのできなない兒童、3.或る程度形成することのできる兒童、の三つのグループに資料を分ける。

各グループには、事例が細かくあげられ、かつそれに對する判斷が附記され、グループ全體に對する綜合的判斷が更に附記されている。若干の具體例をあげて解説しよう(一六、七頁)。

1.よく形成することのできる兒童

このグループは平均的な環境において、特別な困難さを伴わずに

導くことができると思われ限りで、教育的影響になじむということが明らかとなつた者を包括する。犯罪的態度が主として不充分的な教育またはその他の環境の不利な影響から由来しうるものであつて、本人の知性および性格に異常性がない。

したがつて、環境の中に見られる原因をつきとめることに努め、また固有の心理學的・了解的な観点で感情的背景、犯罪行爲の動機を發見することにも努め、更には異常な(犯罪的)行動は甚だしく超性格的であり、多くの兒童は同じ状態で同じように行爲し得た筈だといふ前提を一應おいて、一定の正常な變差が犯罪的には他のものより危険であるかどうかを論證するために、當該兒童の人格をも考え併せることに努める……(一七、八頁)。

第六例　マリア・L、一九四〇年一月一六日生れ、一〇歳八月、一九五一年六月一日より七月二一日まで觀察。

家族はユーゴスラビア出身、一九四二年以來ドイツに定住、住宅關係は非常に悪い。一つきりの部屋にベットが三つ、そこに両親と八歳の弟、四歳の妹とマリアが寝ている。父親は補助職工であり母親は明らかに精神薄弱であり、マリアの弟妹は精神的に異常。

マリア自身は始めは正常に發育した。現在四年生であるが、悪い生徒である。二年來この兒童は執拗に盗みを始めたが、これは他所の家および教會である(献金窃盜)。家では物を盗んだことはない。その他の點では特にこずらせず、友人の間では愛され、通常の友人を持つてゐる。

マリアは兒童科に收容されることに反抗した。はげしく泣き、身内の者の後を追つた。最初の日は悲しみに沈み、おそれて靜かであ

つた。他の子供とあまり喋らず、大人を避けた。次第に共同生活に喜びを得、數日他の子供の遊びをうらやましうに見てから、それに加わつた。だんだん彼女も活潑に参加し、満足だけで生き生きした。そして子供にも大人にも次第に接するようになった。

マリアは喜んでたりたりした。そして彼女に委された三歳の子供を彼女は注意深くかつ親切に世話をした。彼女は身内の者を非常に愛し、彼等が訪問時間に来ないことを危惧した。自分の盗みについての話になると彼女はふさぎ込んだ。彼女がそれに没頭していたことが認められた。更に、彼女は両親の間の争いや特に非常に單純な事柄については惱まされていたこともわかつた。それにもかかわらず家に歸るよりは美しい兒童園に入りたいと思わなかつた。尋ねると、マリアは非常におそれ、興奮してふるえた。——マリアは所有物に非常に大きな喜びを持ち、自分の服裝の貧弱なことを恥じた。彼女はよい着物を着た子を敬慕し、たとえよくない方向でもこれらの子供から影響された。しかし他方彼女はこのような子供に嫉妬から悪い蔭口をきき、人身攻撃をすることが考察された。

知的な素質は平均よりちよつと落ちる。しかしマリアは仕事をしたが、授業には積極的に加わつた。實際的な仕事に彼女は活潑さをしめた。もつとも完全に信頼はできないが、彼女は衝動的で、活動的で決して何もほしくないでばやばや坐つていない。

肉體的には疲れやすい。學業に際しては、時間の終り頃には能率が下るのがわかる。野外での遊びの後には、疲労で何も食べられないほど、精力を使ひはたすことがしばしばである。

自分の家族を愛し、家ではなんらこずらせず、他の子から愛さ

れ、よい仲間を持つている子供が、突然とびはなれた、しかも執拗な盗みを、家の外で働き、かつ教會の献金にも手をつけるということとは全く奇異なことであつた。平均以下の知性を考察しても、性格にあまり目立つものはない。しかしマリヤは一方では所有物に大きな喜びを示し、他方これに應じた嫉妬をも示した。彼女は明らかに非常に單純な、貧乏な家庭關係に惱んでいた。したがつて我々はこの窃盜を所有物に愛着を持つ子供の上述の環境に對する反動として理解しなければならぬ。マリヤの低い素質および外的な刺激に簡單に影響されやすい性格は、この方法を選ぶ場合に、共に作用したに違いない……(二六、七頁)。

2. 形成することのできない兒童

グループ1と反對に、教育的努力が水泡に歸した二三例がこれである。少くとも個々の場合においては、まちがつた強情な態度は、まず不利な判断をされた兒童に、まだ影響を興え得たということが明らかである。また一部では、適當な教育の試みが有利な環境の中で不成功に終つた。犯罪行爲を含めて、社會的に障害となる特異性の重點が、素質的に制約された精神的異常性の中に存在するということがありうることである。

このグループには平均的な知性の持主である中位の者が比較的少ない一方、知性ある兒童、平均以下の才能の者が多く關與している點は注目をひく。ここでは更に三つに細分して(1)才能に恵まれた者、(2)才能に恵まれない者、(3)平均的才能の者とする(四四、五頁)。一つだけ例をあげてみる。

第一六例 ワルター・L、一九四〇年一〇月一三日生れ、一三歳、

一九五三年七月二八日より九月七日まで観察。
父親は熟練した理容師で、一時アメリカ軍に運轉手として働いた。母親は洗濯屋で働く。彼女は一九四五・六年にアメリカ人との間に子供を一人作つた。この子はアメリカ人の家庭が養子にした。一〇歳の弟と六歳の妹は奇妙なところはない。現在の住所には両親になんら不利なものも報告されていない。家政は非難の餘地ないほど清潔であると敘述されている。

ワルターの教育はもっぱら祖母の手にあつた。彼の幼年期の生長は、現在も時折ある夜尿を除いて特にとりたててあげるものもなく過ぎた。彼は適時に學校に入り、よい成績であつた。この頃、年が経つにつれてだんだん重大になつた最初の難事が現われた。學校から彼の腕白ぶりに苦情が來た。彼が他の子供を惡戯にさそうので、危険であるといわれた。彼は學校をさぼつたが、この際には、母親の言い付けだからということを理由にした。そしてしばしば通信簿を書き換えた。或る日、母親は彼が教會の献金箱をしばしばこじあけるので、そのために教會が閉鎖されるということを知らされた。家でも彼は金や金物を盗んで、それを賣つて甘いものを買つた。前述の悪さのために一九五三年の初めまで二年間收容されていた感化院では、特に嘘つきと盜癖とが目立つた。家に歸つても、手當り次第盗んだ。彼は盗んだ物、特に金時計を他の子供に賣り、それによつて明らかに彼等から畏敬の念を得ようとした。母親から盗んだ本を大きなゼスチャーで勉強のお禮にあげるといつて先生に渡した。最後にはしばしば殘虐な方法で小さな子をいじめた。彼は誰をも愛さない。両親については何も語ろうとしない。非難すると怒る。少

年院に收容するぞと威嚇されたら、彼は弟に對し「家を焼いてしま
うからな」と言つた。

兒童部では、ワルターは驚くほど速く適應し喜んで報告をした。
彼は新しい環境をするべく考察した。しかしすでに翌日またも障害
となつた。彼はしばしば亂暴、悪さの教唆者であつた。殊に彼は先
頭に立つ機會を常に利用した。彼は執拗に他の子供達の教師となつ
た。大人との關係では、彼は常に特別な地位を得ようとし、遂には
重要な物をかくし、發見したのだといつわつて褒められようとする
までになつた。彼の強烈な人の意識を引きたがる欲望は、殆んど毎
日我慢できないほど痛いとうつたえることの中に現われる。この痛
みは散歩とか映画を見に行くということがあつたと、たちまち消える
といつた具合である。集團治療の中で、共同作業でも、集團の一
員にされたり、下位に置かれたりすると、ワルターはそれを拒んだ。
殆んど毎時間彼の非常に強い權勢慾の例が見られた。彼の非交友は
非常に反感をさそつた。眞の接觸を得ることは大人にも、両親にも
不可能であつた。彼の態度は常に目的を強調し、効果を考へていた。
彼は決して心から喜ばず、はげしく泣きもせず、ただか輕蔑的な
薄笑ひまたは人の失敗をあざ笑うのを認めるにすぎない。怒ると、
時としてたけり狂つてどなり立てた。

ワルターは良き知性を用いた。彼は積極的に授業に参加し、特に
すすめられなくても課業をやつた。彼の成績は常によかつた。

衣服は清淨に手入れよくしていた。

ワルターは強い權勢慾があり、感情をおさえることが出來ず、平
均以上の知性で自信があり、積極的である（四六、七頁）。

3. 或る程度形成することのできる兒童

一定の條件で教育的な形成可能性になじむ子供にあつては、素質
と環境が犯罪行爲の成立に際して當然強くからみ合つてゐる。2の
ように著しい犯罪的人格類型が明確化されることは期待できず、重
點が一面的に不利な環境に置かれることもない。形相は多形であ
り、非統一的である。純粹な個別具體論にとどまらぬため、著者は
「特に犯罪的危險を條件づけるように思われる精神構造」を細分化
して項目に分ける。a 意思薄弱な兒童（八〇頁以下）、b 興奮性、感
情不安定性・變調性、原始的・衝動的兒童（九二頁以下）、c 良き知
性を持つてはいるが、自我中心的で情緒にとほしい兒童（一〇六頁
以下）、d 激情性の兒童（一一六頁以下）、e 精神的にオクテな兒童
（一二三頁以下）がこれである。今これを一つ一つ紹介するには書
評の枠がこれを許さない。

Ⅶ 最後に結論を一べつしてみよう。累犯者の大部分の犯罪的經
歴は學齡期に始まり、早期犯罪者のいかなる者が後に累犯者となる
かについての確實な知識はない。ここに兒童期の精神病理學と犯罪
學後の問題をとり上げる所以がある。

我々の研究により、兒童の犯罪性と教育困難さとは早期の大脳障
害に影響されるといふ考え方が根據のないことを示す。

第一のグループに屬する兒童に共通してゐることは、兒童の環
境感受性が大きな要素を占めてゐるという點である（一三二頁）。

第二のグループについては、才能という觀點で全體構造を考察す
ることが許される。ここにおいては良き知性と情操的な缺乏との間
の相關關係が高いことが指摘される。

知性ある人にあつては、無反省な権力要求と貫徹意思が衝動源と看做され、才能の低い者にあつては、虚榮心がそれである。環境は才能があるが情操に乏しい人においては、才能の低い者におけるよりも有利である(一三四頁)。

このグループは豫後には向いていない。特別な施設に收容することを要する。

第三のグループに屬する兒童、この連中は累犯者にならない場合でも、機會犯になる危険性はある。この者が、たとえ不充分であっても教育的指導になじむ可能性があるということは重要である。著者も告白しているとおり、本資料はたしかに數的に限られたものであつて、結論といつてもこれは確言をばかるものであろう。

しかしともあれ、ケース研究として、精神病理學の俊才が着實に積み重ねた資料であるだけに、この範圍内では信頼しかつ高く評價しうるのであろう。本書の中で一應二次的に考えられた社會學的考察、その實證的研究と相まつて、刑事學は一層實り多い寄與を受けらるものと思うが、現在のドイツ刑事學、特に犯罪社會學がこの課題に満足していく解答を與えてくれるかどうかについては筆者は悲觀的である。ドイツ社會學自體がその任にたえるかどうか危惧にたえない。というわけは、ドイツ社會が一體マスを基調とした動的な社會であるのか、そもそも近代社會という範疇に入りうるのか極めて疑わしいからである。社會變動、文化格差といった問題が意識できない状態にあつて、動的な考察が發達しうるわけがないからである。

ともあれ、本書は現在のドイツ犯罪生物學の水準の一端を示すものとして、紹介の價値あるものと考える。筆者は、幸にして著者の

下で親しく教えを受けられる状態にある。しばらくは耳を傾けていよう。批判はいつでもできることであるから。

——一九五七・一一・一五、ハイデルベルクにて稿了——
(宮澤浩一)

Schneider, Eugene V.:

Industrial Sociology

The Social Relations of Industry and the Community. 1957, 559 pp. (McGraw-Hill Series in Sociology and Anthropology)

E・V・シュナイダー著

『産業社會學』

(一)

産業社會學とよばれるようになった新しい研究領域の系譜は、一般に、ハーバード學派のいわゆる「人間關係論」にさかのぼるものといわれている。その意味で、産業社會學はインフォーマル・グループの研究によつてはじめられ、この種のトピックによつて、初期産業社會學者の多くは催眠状態に陥つたともいわれている。彼等は、経営組織における小集團の研究をはじめ、経営組織の改善、人事担当者訓練、従業員面接治療等、現實の経営方策とタイアップした種々の事例研究に没頭した。それら諸研究の或る種の成果